主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人岸達也の上告趣意第一点は違憲(二二条違反)をいうが、原審において主張判断を経ない事項に関するものであるから、適法な上告理由とならない。同第二点は単なる法令違反の主張であり、同第三点は単なる訴訟法違反の主張であり(控訴棄却の判決をした場合には、刑訴四〇四条の「この法律に特別の定のある場合」に属し、刑訴三三五条の準用はない・昭和二五年(あ)第三一七七号同二六年五月一〇日第一小法廷決定、集五巻六号一〇二一頁参照)、同第四点は判例違反をいうけれども、控訴審は事後審であるから、刑訴二九三条、刑訴規則二一一条の規定は控訴審には準用されず(昭和二五年(あ)第一四一五号同年一〇月一二日第一小法廷決定、集四巻一〇号二〇八七頁参照)、所論引用の判例は本件と事案を異にし適切ならず、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても所論の点につき同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三九年一一月五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	田		誠